北上川下流河川事務所 公募型樹木採取公募説明書

【目的】

河道内の樹木が繁茂すると、洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し、橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時にゴミの不法投棄の発見が遅れたり、伸びすぎた樹木の根が堤防や護岸などの河川管理施設に悪影響を与えることもあります。

一方、伐採された樹木は、燃料や木材加工、チップ加工等に有用な材料として地域のニーズもあり、貴重な資源として利用されているところです。

このため、河道内樹木の計画的な伐採・管理を行っていく必要がありますが、多くの費用を要することから、全てを対処するまでには至っていない状況です。

そこで、河道内の樹木について、地域の方々を含めた伐採希望者を公募し、その伐採木を無償で持ち帰っていただくで、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。

イ．公募に参加する者に必要な資格及び条件等

① 過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

③ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④ 直近１年間の税を滞納している者でないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ロ．手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の【応募様式】を期限までに提出して下さい。（郵送可、期限までに必着のこと）

②応募書類の提出期限

令和７年１２月２６日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

受付時間：９：００～１７：００

③提出先・問い合わせ先

東北地方整備局　北上川下流河川事務所　管理課

〒986-0861　石巻市蛇田字新下沼 80

電話 0225-94-9852（直通）

ハ．採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大区画数、採取に関する計画及び採取を実施する工程などか

ら見た採取の効果等を総合的に評価（採取計画・実施工程・過去の応募実績・地域性等）し、優れた者を採取者として選定します。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定します。

ニ．採取区域とそこに生育する樹種、樹径等の情報

ヤナギ、クルミ　他

胸高直径　約５㎝～５０㎝

※採取区域等は、樹木等採取予定位置図のとおりです。

※現地の詳細については、各自現地確認をして下さい。

ホ．採取時期

令和８年２月２日（月）から令和８年２月２７日（金）まで（予定）

ヘ．河川法第２５条の許可の際に付すことを予定している条件の内容

別紙、許可条件のとおりです。

ト．河川管理者が実施し得る工程

枝（径１ｃｍ未満程度）、葉の処分

※伐採木の枝径１ｃｍ程度以上は、出来るだけ持ち帰って下さい。

チ．自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い。

① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、平常時の巡視等において採取の実施状況を把握するものとし、その結果に基づいて、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第１８条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第６７条に基

づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

④　許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

リ．許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２５条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和４０年建設省令第７号）第１３条第１項に定める申請が必要となります。

なお、河川法第２５条の許可に際し、別紙にある条件があります。

ヌ．その他

採取を希望する河川産出物の種類又は使途（きのこの原木以外）を制限するものではありませんが、当該種類又は使途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の使途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、確認する場合があります。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合があるります。

きのこの原木としての一切の使用（自家消費、譲渡、販売等）を禁止するほか、採取後の使用においては自己の責任において行って下さい。

採取場所については、河川管理者において調整し指定します。

（樹木等採取予定箇所図）

①北上川左岸27.4k付近：登米市津山町柳津黄牛比良 地区（米谷出張所）

河川名	左右別	距離標	伐採箇所	募集区画数
北上川	左岸	27.4k付近	宮城県登米市津山町柳津黄牛比良 地区 （柳津大橋より約2km上流付近）	10区画 （約4,000m2）



②鳴瀬川左岸29.0k付近：大崎市松山下伊場野 地区（鹿島台出張所）



河川名	左右別	距離標	伐採箇所	募集区画数
鳴瀬川	右岸	29.0k付近	宮城県大崎市松山下伊場野 地区 （志田橋より下流付近）	10区画 （約4,000m2）

別　紙

条　　件

第１条　許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取面積、採取者名（法人にあってはその名称)、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可標示板を掲示すること。

（※注）許可標示板の規格等については、北上川下流河川事務所　各出張所長（以下「所長」という。）と協議の上、変更可とする。

第２条　許可を受けた者が、自らその内容を更新しようとするときは、当初の協議に準じて許可を受けること。

第３条　許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から１５日以内に届け出ること。

（１）　住所又は氏名を変更したとき

（２）　許可を受けた行為を廃止したとき

（３）　天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかったとき

第４条　許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、所長の指示に従い３０日以内にその場所を原状に復し、所長の検査を受けること。

第５条　許可を受けた者が採取に着手するときは、別紙（様式１）により所長に事前に届出し、かつ採取中は所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙（様式２）により速やかに報告し所長の確認を受けること。

第６条　許可を受けた者は、堤防･護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常を発生したときは、直ちに所長に報告すること。

第７条　許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第８条　河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

（様式１）

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿出張所長　殿

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

着　手　届

下記のとおり着手するので届け出ます。

記

１．着手年月日　　令和　　年　　月　　日

２．許可年月日　　令和　　年　　月　　日
　　及び番号　　国東整北下河管第　　号

３．河川の名称　　水系　　川

４．採取の場所　　宮城県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿地内

５．採取の期間　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

６．非常時の
　　連絡先　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注）工事着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

（様式２）

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿出張所長　殿

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

完　了　届

下記のとおり完了したので報告します。

記

１．完了年月日　　令和　　年　　月　　日

２．許可年月日　　令和　　年　　月　　日
　　及び番号　　国東整北下河管第　　号

３．河川の名称　　水系　　川

４．採取の場所　　宮城県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿地内

５．採取の期間　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

６．確認希望　　令和　　年　　月　　日
　　年月日

７．摘　　要　　搬出量＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（記載例：軽トラック〇台分）

注）竣工図書として状況写真（着工前、施工中及び完了後）及び
その他必要な資料を添えて提出すること。